

2017年度海外研修F6コース報告(第2回)

——インドの知的財産事情の研修——

2017年度海外研修団(F6)*



抄録 海外研修F6コースは、2013年度に次いで2回目の開催となる、研修生による自主企画訪問型の研修である。今回は、権利化グループと権利活用グループに分かれて事前学習でインドの知財に関する疑問点・問題点を議論し、現地研修の訪問先に予め質問事項を送付し、現地訪問先との議論を通じて学習テーマについて理解を深めた。現地研修においては、首都デリーに約1週間滞在し、特許庁、高等裁判所、公的研究機関、大学、商工会議所、特許（法律）事務所など11機関を訪問した。各訪問先をはじめとする関係者の多大なご協力の下で、インドの知財に関して幅広い観点から理解を深め、有意義な成果を得ることができた。

目次

1. はじめに
2. 研修内容
 - 2.1 事前研修
 - 2.2 現地研修
3. グループ別研修報告

- 3.1 権利化グループ
- 3.2 権利活用グループ
4. おわりに
5. 研修日程及び研修参加者

* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F6 ('17)

1. はじめに

本コースは、インドにおける会員の知財活動に資することを目的に開催された。現地研修とその前後の研修を通じて、インドの国情や経済政策など、幅広い観点から知財事情に関する理解を深める訪問型研修であり、2013年度に次いで2回目の開催となる。前回の研修から4年の歳月が経過しており、インドの社会情勢も大きく変化している。2014年のモディ首相就任によるインドの政治改革と経済発展には目覚ましいものがあり、知財活動への影響が注目される。

現地研修では、インドの首都ニューデリーに約1週間滞在し、11機関を訪問して情報交換及び議論を行った。

研修生は権利化グループ（5名）と権利活用グループ（4名）に分かれ、事前研修で自ら学習し、学習テーマに関する質問事項を各訪問先に予め送付し、現地で各訪問先と有益な議論を行うことで学習テーマについて理解を深め、事後研修で今後の知財活動に資する有益な情報として整理できた。

以下に今回の研修の内容と研修生が得た成果を報告する。

2. 研修内容

2.1 事前研修

(1) 事前研修第1回

- 1) 研修の進め方に関するガイダンスを受け、研修生の参加目的を含めた自己紹介を行った。
- 2) 「インドの国情と特許制度」について、関西大学教授・山名美加氏から講義を受けた。

英国領からの独立後、反英国主義に基づく社会主義的時代に「靴紐からロケットまで」何でも自前で製造できるようになったこと、ソビエト崩壊後の外貨危機を契機として中国を追従する経済自由化路線をとったことなど、歴史と経

済政策の変遷を通じ、思想面からインドの理解を助ける内容だった。

講義はインドの知財制度とインド特有の知財問題についても幅広く網羅した。特に、日本の知財業界において、インドでは強制実施権が容易に設定されるといった理解不足による先入観が散見され、それを取り除く必要があるという内容は、研修生のその後の取組みに影響を与えた。

(2) 事前研修第2回

- 1) 事前提出テーマに基づいて、権利化グループと権利活用グループにグループ分けを行った。また、役割分担を行った。各グループで現地訪問時の質問事項について議論した。
- 2) 「インドビジネスの可能性と課題」について、甲南大学教授のマノジュ・シュレスタ氏から講義を受けた。

講義全般を通じて、日本企業のインド事業の機会到来というメッセージが研修生に伝わった。理由として、2014年以降のモディ政権がインドにおける歴史的快挙を3つも成し遂げたこと、かつての自前主義の影響で260以上の国営セクターがあるので日本企業はこれを活用して効率化できること、公的研究機関CSIRが外国企業との共同研究でビジネスにつなげる気運が高まっていることなどが挙げられる。教授は、現地研修にも帯同し、研究機関や商工会議所訪問などにて研修生との橋渡し役をされ、日印の交流に関する貴重な機会を与えてくれた。

(3) 事前研修第3回

- 1) ビザの取得について説明があった。グループ内で調査したい内容の確認を行い、質問事項と訪問先との当てはめを行った。
- 2) 「インドの特許法と商標法」について、サンガムIPインド弁理士のババット・ヴィニット氏から講義を受けた。

日本企業の知財活動においてインド特有の争

点となるトピックスを理解でき、現地訪問時の質問事項を整理するのに役立つ講義であった。また、特許の“アクセプタンス期間”という言葉は現地では通じないなど、実務上有意義な知見を得ることができた。

(4) 事前研修第4回

- 1) 現地でのお土産と渡し方について決めた。
- 2) 日本滞在中のインド特許・意匠・商標管理官補佐C. N. SHASHIDHARA氏と、事前に送付した質問事項に基づいて情報交換会を行った。特許庁間の連携や審査官の育成制度など、ここ数年のインド特許庁の意欲的な取り組みがよく理解でき、現地訪問の事前準備に役立った。

(5) 事前研修第5回

- 1) 訪問先ごとの質問事項を研修生全員で確認し、日本貿易振興機構（JETRO）のレポートや知財管理誌などで既述の情報をなるべく避け、優先順位によりMUST事項とWANT事項に分けて、訪問先ごとに事前送付する質問事項を決定した。
- 2) インド駐在経験者より現地滞在時の気づきや留意点を紹介頂き、大変参考になった。

2. 2 現地研修

出発3日前頃に全日程が決定した。インドでは公共機関とのアポが取りにくい上に、訪問先から予定の変更の打診がよくあるためである。到着してからも日程変更の可能性があったが、予定通りのスケジュールで現地研修を終えることができた。

月曜日の夜にインドに到着し、土曜日の夜に日本へ出発するスケジュールであり、実質的なインドでの活動は、火曜日から金曜日の4日間だけである。4日間は朝から晩まで濃厚な時間を過ごすことができた。

現地では、甲南大学教授のマノジュ・シュレスタ氏が同行し、様々な解説をして下さったので、研修生全員が教授の生徒となって大学の課外授業を受けているような雰囲気であった。

(1) JETROニューデリー事務所

JETROは、日本貿易振興機構法に基づき設立された独立行政法人であり、世界中に海外事務所が存在する。インド国内には、5箇所に事務所が存在し、インドで事業を行う日本企業をサポートしている。ニューデリー事務所は、ニューデリー市街地から南へ少し離れた、ロータス・templの近郊に位置し、今回の現地研修で訪問した11機関のうち、最初に訪問した機関である。

JETROでは、「インド知的財産の概況」の説明を受け、その後、事前に送付した質問事項についての回答を得た。

インド知的財産の概況として、以下の情報を得た。インド政府は、2,000万人/年にのぼる若年層を製造業で吸収する政策「Make In India」を発表し、イノベーション振興に力を入れつつも、人口の大半を占める低所得者層に対する配慮から、特許権強化には慎重な姿勢であった。

しかし、現在、インドはプロパテントの方向にある。政府は、国家知的財産権政策を2016年5月に発表した。国家知的財産権政策は、日本の知的財産計画に相当し、模倣品対策、知的財産権の創出、法的枠組み、行政、商業化、権利行使、人材育成などについて、今後の政策ビジョンを示している。国を挙げてイノベーション振興に力を入れ始めているといえる。

権利取得プロセスについても、多くの改革が行われている。イノベーション振興を加速させるため、革新的な発明を期待できる国内ベンチャー企業の知財活動を支援する施策を打ち出している。政府は、ベンチャー企業を支援する政策として「Startup India」を2015年8月に発表

し、2016年1月に具体的支援策を公表した。要件を満たすベンチャー企業は、法人税が免除され、出願料が減免される。さらに、ベンチャー企業の出願は、早期審査され、権利化について専門家による支援も受けることができる。しかし、現地法人向けの政策であり、残念ながら外国の出願人が恩恵を受けることは難しい状況である。

政府は、審査体制を強化すべく、2016年に458名の特許審査官、100名の商標契約審査官を採用した。そして、政府は、審査期間の目標として、商標登録出願については、2017年3月までに審査期間を1か月に短縮し、特許出願については2018年3月までに審査期間を18か月に短縮する、と発表した。商標登録出願については、10～20日で最初のExamination Report（以下、FER）が発行される案件もあり、目標は達成済みである。しかし、特許出願については、期限までに目標の達成は困難な状況のようである。

政府は、知財インフラ整備にも意欲的である。政府は、審査効率化のために、インド国内の全特許局が同時にアクセス可能な新たな特許出願番号付与システムを2016年1月1日に導入するとともに、特許登録証・商標登録証が自動作成され、それらがe-mailで通知されるシステムを導入した。

さらに、政府は、知財制度を積極的に改善している。2016年5月には、特許規則が改正され、早期審査制度及び審査請求料の返還制度を導入し、特許可能な状態にするまでの期間を6か月に短縮した。2017年3月には、商標規則が改正され、早期審査が査定に至るまで早期化されるように制度を変更するとともに、特許庁に対する周知商標の認定手続を導入した。また、商標に関する手続書面の様式が約80種類から8種類に集約された。2017年6月には、ソフトウェア関連発明のために、コンピュータプログラム審査基準が施行された。

知財関係の訴訟動向については、インドでは訴訟が長引くという先入観があったものの、提訴から仮処分（一審）までの期間は殆どの訴訟案件において60日以内、提訴から終結（一審）までの期間も多くは1～3年以内と、紛争解決の迅速化が進んでいるようである。しかし、訴訟案件は、商標・著作権が全体の95%を占めており、特許は3%程度しかない。このため、特許訴訟の迅速化が進んでいるとは一概にはいえないと考える。

インド訴訟実務においては、口頭弁論において活躍する優秀なSenior Advocateを確保することが重要である。Advocateは弁護士であり、Senior Advocateは、弁護士の中でも裁判所からの任命で選任される公的な存在である。

研修の序盤にインド知的財産の概況について日本語で説明を受けたことで、その後の訪問先に対する予備知識が得られた。JETROで得られた予備知識が無ければ、その後の訪問先で説明を受けた内容について理解できない部分が多く発生したと考えられる。

また、今回の現地研修で、日本人のインド駐在員と面会できたのはJETROだけである。駐在員の目線で見えた「インド知的財産の概況」の説明を受けて、多くの先入観が解消された。例えば、法律による保護が得にくい国であるとの印象があったが、過去にイギリス統治下にあったことも影響し、コンプライアンスを重視する国であるとの説明を受けた。

JETROとしては、インドの事情が日本企業に十分認識されていないことの原因の1つに先入観があると考えており、こうした先入観を取り除く活動を続けたい、とのことである。

また、JETROは、情報発信だけでなく、日本企業にとってより使いやすい制度となるように特許庁へ要求するなどの活動も行っている。このような活動を通して、特許庁や裁判所と友好的な関係を築いている点は印象的であった。

また、JETROは、インドの知財情報だけでなく、ビジネス事情について多くの情報を有している。さらに、駐在員を含め職員の方々には親切に対応して頂ける。JETROへの質問は大歓迎である旨のコメントも頂いたので、インドに進出する日系企業は、積極的にJETROを活用して、有益な情報を得るべきと感じた。

(2) インド特許庁（デリー支局）

インドは国土が広いので4つの特許庁が存在する。今回の現地研修では、ニューデリーの郊外に位置するデリー支局を訪問した。4階建て程度の建物であり、老朽化が進んでいる印象である。

支局長クラスの方から同席者である特許庁メンバーの紹介があり、特許庁の最新情報の説明を受け、事前送付した質問事項について議論した。

特許庁の最新情報として、審査体制の強化(審査官採用の情報)、審査迅速化の取り組み(電子化、早期審査制度)、新たな特許出願番号付与システムの導入、SMS(Short Message Service)を活用したユーザーフレンドリーなシステムの構築などの情報を得た。また、2015-2016アニュアルレポートが提供され、最新の統計データが得られた。

JETROで得た情報と同一内容の情報もあったが、より詳細な情報を得ることができた。スタートアップ企業の支援として、出願から113日で登録した事例があるとのことである。今年度の特許出願の審査目標は3万件であるが、11月末時点で既に5万件の審査が完了している。なお、インドの年度は日本と同様であり、年度開始が4月、年度末が3月である。商標については、出願から3週間で審査を完了させるルールを設けた。商標出願については、今年度は既に15万件の審査が完了している。意匠については、3か月でFERが出るように審査している。また、2016年5月から、代理人には出願の際に

オンラインでの提出が義務付けられた。特許におけるオンライン出願の割合は93%、商標におけるオンライン出願の割合は85%である。

特許庁を訪問し、その雰囲気を感じることもできた点は、訪問型研修の醍醐味であり、大変有意義であった。庁内の見学ができなかった点は残念である。

特許庁全体として審査体制の改善を進めていることを理解できた。今後は、審査期間の大幅な改善を期待できる。米国通商代表部のスペシャル301条報告書の優先監視国からインドが除外される日は近いと感じた。

議論を通じて、インド特許法8条に関する特許庁の考え方を知ることができ、大変参考になった。また、インドでは誰でも特許や商標を取得できるように、比較的安い庁費用を設定している点が印象的であった。

早期審査制度が外国出願人にとって使いづらい点について、特許庁ではあまり問題としていない雰囲気であった。この点は、今後の課題であると感じる。

(3) デリー高等裁判所

特許庁同様、インドにおいて高等裁判所は21存在する。今回の現地研修では、ニューデリー市街地に位置するデリー高等裁判所を訪問した。

デリー高等裁判所の判事から、デリー高等裁判所の最近の取り組みについて説明があり、その後、意見交換を行った。

デリー高等裁判所は、2009年からデータマネジメントシステムを導入しており、書類が全て電子化されている。現在の実務は、電子化された書類を用いて行われており、紙媒体は使わないようである。書類は、文字検索可能な状態で、PDFファイルで保存されている。紙媒体よりも、実務は行いやすいとのことであった。仲裁、税制、企業に関する事件については、証拠のデジタル化が義務付けられているので、注意が必要

である。なお、100年以上の書類があるため、電子化作業は現在も進行中である。バックアップはデリー高等裁判所の中に3つ、さらにインド国内に3か所あり、ディザスターリカバリーに対応する。電子化の取り組みは日本の裁判所よりも進んでいる印象である。

デリー高等裁判所は、取り扱う事案の数が多く、さらに調停センターを有しているため、その件数を一層増加させている。事案が多い理由は、社会的弱者の人々の訴えを多く受け入れているためである。裁判所は、弱い者を優先して守るという信念がある。そのため、事案ごとに優先度をつけて判断している。面会者である判事の平均処理件数は、1日40~50件であり、1日最大245件を処理したこともある。知財以外の係争案件も含めた件数であるが、このような過密なスケジュールにおいて、慎重な議論は困難かもしれない。

判事の周りの方の振る舞いから、判事は地位が高く、尊敬すべき方であるという雰囲気が伝わってきた。インドの裁判官は、法的知識を有する人であることはもちろん、人格者でないと成れないとのことである。判事の給与は、一般的な弁護士と比べてかなり低額であることも鑑みると、判事の仕事は強い信念のある方にしか務まらないかもしれない。

なお、面会時間の制限もあり、事前に送付した質問に対する回答を得ることはできなかった。インドの公的機関への訪問の難しさを感じたが、インドの裁判官の社会的地位の高さや仕事に対する姿勢などを垣間見ることができた。

(4) 科学産業研究委員会 (CSIR)

CSIRは、インド独立の5年前に設立された、歴史ある公的研究機関である。CSIRの研究所はインド国内に38カ所ある。今回の研修では、ニューデリー市街地に位置するCSIR本部を訪問した。CSIRの主幹科学者と面会し、CSIRの

概要及び知財活動についての情報を得た。

CSIRの所長はモディ首相である。モディ首相は、インド国民の生活を助けるために科学が必要と考えており、知的財産権についても使って初めて価値があるとの考えである。

CSIRの研究範囲は、生活用品、農業、畜産、薬、ヘルスケア、戦闘機などあらゆる分野に及ぶが、それらの研究活動に共通することは、インドの社会問題を解決することを目的としている点である。国営の研究所であるため、インド国民に利益を還元する必要がある。研究テーマは、社会的要請が大きいテーマ、緊急的な課題を解決するテーマ、競争力があるテーマなどが優先される。CSIRの研究がインドにおける科学技術の発展及び社会問題の解決に非常に貢献していることが理解できた。

CSIRは、インド最大の知的財産権保有者であり、現在はトータル2,000件の特許を維持している。出願件数は年200件程度である。

CSIRは、企業と共同で研究開発も行っている。成果物の知的財産権の所有者は、研究プロジェクトの資金出資形態ごとにパターン化している。例えば、資金を出資するスポンサー企業が付く場合には、成果物の知的財産権の所有者はスポンサー企業である。CSIR及び企業が共同で出資する場合には、成果物の知的財産権の所有者はCSIR及び企業の両者である。なお、副次的な成果物についてどのように扱うかは、交渉次第である。このため、CSIRには知的財産に関する交渉を行う専門の部門があり、CSIRの委員会の決定事項に従って交渉を行っている。また、交渉内容に応じて外部の専門家に交渉のコンサルティングを依頼する。このような知財活動は日本の研究機関や大学と比較して興味深い内容である。CSIRと共同開発を企画する日本企業は、このような専門部門が存在することを意識しなければならないと感じた。

知財活用については、知財部門が意思決定し

ており、研究部門は、知財活用に関与しないようである。この点も、日本の研究機関や大学と比較して興味深い内容である。

以上、CSIRは、契約に関して、細かく分類して条件を定めており、外部資本を積極的に活用しようとする姿勢が垣間見え、企業との研究開発を積極的に行える環境が十分に整っていると感じた。モディ首相直属の機関であることから資金も人員も豊富にあり、CSIRと共同研究することで、インドにおけるビジネス上のメリットがあるならば積極的に活用すべきと感じた。インド市場の重要性が高まっていく時勢において、国の最高峰の研究機関を見学できたことは貴重な経験となった。

(5) ジャワハーラル・ネイルー大学

ジャワハーラル・ネイルー大学は、大学院課程から始まる大学院大学であり、ニューデリー市街地から南へ少し離れた場所に位置し、非常に広大な敷地を有する。ジャワハーラル・ネイルー大学は、インドのナショナルアセスメント・認定審議会 (NAAC) により、2017年インドの大学ランキング第1位 (3.91の評価点 (4点満点)) に認定されており、インド大統領から最優秀大学賞を受賞している。

今回の研修では、ジャワハーラル・ネイルー大学付属のジャワハーラル・ネイルー高等研究所を訪問した。我々を歓迎する横断幕が掲げられ、会議室には歓迎の特大パネルが用意されており、訪問を歓迎して頂いた。所長と面会し、大学の概要及び知財業務についての情報を得た。

大学における出願プロセスは、教授から研究レポート及び出願依頼がIPマネジメント部門に送られ、その後、諮問委員会で審査し、出願可能である場合、特許事務所に依頼するという流れである。教授は、IPマネジメント部門を通さずに直接代理人と打合せを行い、出願明細書を

仕上げる。

特許権は大学に帰属し、発明者である教授は、製品化された場合、発明の対価として売り上げの30%を得ることができる。

高等研究所の出願実績のある分野は、農業系 (窒素固定菌、稲の品種改良、生物農薬) である。高等研究所自体が設立間もないこともあり、出願件数はそれほど多くない。

ジャワハーラル・ネイルー大学は、政府からも支援されており、CSIRでの印象と同様に、インドが国全体として科学技術の発展に非常に力を入れているという印象を受けた。また、発明者への対価の高さからも、研究開発を奨励していることが理解できた。

(6) インド商工会議所連合会 (ASSOCHAM)

インド商工会議所連合会は、インド企業を支援することを目的として設立された団体であり、ニューデリー市街地に位置する。インド商工会議所連合会の会員の方々と面会し、情報交換した。

インド商工会議所連合会の会員 (インド企業) からは、インド企業と日本企業とがもっとコラボレーションすべきであるとの提案を受けた。インド企業は、インドには大きな市場と労働力があり、そこに日本の技術力が加われば非常に良いビジネスになると考えている。

研修生からは、日本企業としては、特許権が有効に機能する国でないと進出が難しく、模倣品対策の成果も不明であるので判断が難しいのではないかという意見を正直に伝えた。これに対して、インド企業は、今はプロパテントの時代であり、日本企業はもっとリスクをとるべきであるとのコメントがあった。インド企業は、日本に比べて中国や韓国がインドに積極的に進出していることを警戒しており、中韓より、日本の方がビジネスパートナーとして相応しいと考えている。インド産業界が日本と共同で事

業を進めたいという熱意を感じた。

インド商工会議所連合会での議論の内容は、ビジネスに直結する話であり、インド企業側は今すぐ事業をしたいという雰囲気であった。一研修生として、知財関係者として、議論できる内容は限られており、もどかしさを感じた。経営者の立場で参加することができれば有意義な会合になったと思われる。

しかしながら、普段では参加できないような会合に参加することができ、貴重な経験をすることができた。インド国内で日本の技術に高い需要があるということはとてもありがたいと感じた。インドの産業界は、日本からの更なる投資を期待しており、投資が十分に回収できると確信もしているようである。インドでは、宗教上の理由で独占は「悪」であるというコメントが特に印象に残っている。今後、知的財産権の保護や治安・衛生面が向上し、インドに進出する企業が増えることを願いたい。

なお、訪問の前日に、インド商工会議所連合会の会員のご自宅に招待され、インドにおける一般的な家庭を訪問することができた。インドでは、このようなコミュニケーションをすることが、ビジネス上の信頼関係を築く上で重要であると感じた。

(7) 特許事務所

今回の研修では、上記の機関の訪問の合間に、5つの特許事務所を訪問した(Kan & Krishme, LexOrbis, K & S partners, Obhan & Associates, Lakshmikumaran & Sridharan)。

各事務所においては、事前に送付した質問事項の回答を得るとともに、現地での実務風景や、設備を確認するために、できるだけ所内見学をさせて頂いた。

今回の訪問では、全所員70名程度の事務所から全所員600名程度の事務所まで、幅広く視察することができた。

何れの事務所においても、研修生を手厚く歓迎して下さり、我々の質問に対する講義を開催して頂いた。また、製本された回答集を頂けた事務所もあった。

特許事務所の設備は、日本の事務所と同様に、所長の意思が色濃く反映されていた。子供がいる従業員への配慮として、託児用の部屋を用意している事務所があり、先進的であると感じた。また、環境問題への取り組みとして、事務所の屋上にソーラーパネルを設けて電力の30%をまかなうとともに、多くの植物を栽培している事務所もあった。セキュリティ対策として、扉に指紋認証を採用している事務所もあった。

何れの事務所にも共通していた設備は、いくつかある。インドでは電力事情が良くないのか、ほとんどの事務所において、屋上に自家発電機を備えていた。また、多くの事務所で電子化を推し進めていたが、少なからずファイル庫は存在した。また、インド国土が広大なため、ほとんどの事務所がTV会議システムを設置していた。なお、インド特許庁とは、TV会議システムで会議を行うことができる。

また、所内食堂(社食)がある事務所が散見された。理由は、昼食のために外出しても、交通渋滞が激しくて時間通り戻れない可能性があり、食堂を設けた方が、生産性が向上することであった。インドの交通渋滞の激しさを物語るエピソードである。

ディスカッションの内容は、後段のグループ別研修報告に記載するが、「特許庁の審査官の増員に伴い、審査の質の低下を感じるか?」との質問に対し、「質が低下している」と回答する事務所がなかった点にとっても驚いた。日本特許庁は、インドに講師を派遣するなど、増員されたインド審査官の教育に協力しており、こうした活動の成果なのかもしれない。

また、訪問先でディスカッションすることにより得られる貴重な情報もあった。例えば、e

コマース模倣対応について、詳細を深く質問したところ、警察組織に「CyberCell」が存在することを知ることができた。このような情報は、ディスカッションすることにより初めて引き出されたものであり、現地研修のメリットの1つであると感じた。

3. グループ別研修報告

3.1 権利化グループ

権利化グループは、日本から出願する際に重要となる内容や、現地でしか聞けない内容を学習テーマとして優先的に設定した。

(1) 特許庁の審査体制強化

2015-2016アニュアルレポートによれば、2015-2016年に審査された数は、16,851件であり、2014-2015年の22,631件を大きく下回っていた。特許庁は、前年と比べて審査業務に時間をさける審査官の数が少なかったことが原因と分析している。

特許庁は、2016年に458人の特許審査官を採用して大幅に審査体制を強化した。この体制強化は継続中である。具体的には、2017年11月時点で既に117人採用中であり、2018年までに特許審査官の人数を合計650人にする予定である。

複数の特許事務所の回答によれば、2017年においてFERの発行数は前年同月ではほぼ倍増しており、さらに審査の質が低下した印象はないとのことである。特許庁での事前研修、及び、審査官 (Examiner) 及び管理官 (Controller) の2名体制の審査構造が有効に機能していると思われる。

(2) 早期権利化

インド出願する日本企業にとって、権利化までの期間は興味がある事項である。2016年5月に導入された早期審査請求制度は、実質的に外国出願人は恩恵を受けることができない。PPH

(Patent Prosecution Highway) については政府間で現在検討中であり、開始時期は確認できなかった。PPHの早期開始に期待したい。

特許庁に、審査開始時期を問い合わせることはできないようである。代理人によれば、書面による審査開始のリマインダは提出できるが審査の順番は変更されないとのことなので、リマインダはあまり意味をなさない。特許庁は、技術分野ごとに審査進行のステータスを開示しているため、出願人は当該ステータスからFERを受領する時期を見積もるしかない。

インドでは、出願公開されないと審査開始されない (規則24B(2)(i))。このため、今後、審査が加速した場合、出願公開の遅延が審査着手の足かせになる可能性がある。

通常、優先日から18か月経過後に出願公開される。特許庁は、出願人へ出願公開されたことを通知することはないが、特許庁のWEBサイトにて出願公開に関する詳細が開示される。

<http://www.ipindia.nic.in/journal-patents.htm>

なお、公開について、weekly gazettesで出願人に通知されるとの情報もあるが未確認である。18か月経過後において出願公開されない案件については、特許庁にリマインダすることができる。

特許庁によれば、早期公開請求をすると1週間～1か月で出願公開されるとのことである (実績データは入手できなかった)。2015-2016アニュアルレポートによれば、2015-2016の間に44,068件の出願公開がなされ、そのうち2,316件は早期公開請求により公開された案件である。全体の5%は早期公開を希望していることになり、その数字は過去5年間ほぼ一定であるが、今後の審査状況次第で増加する可能性もある。

(3) FERに対する応答期間、ヒアリング

2016年5月の特許規則改正に伴い、2016年5月16日より後に発行されたFERに対する応答期

間は、12か月から6か月に短縮された。応答期間は延長可能である(規則24(B)(6))。延長期間は1か月、2か月または3か月のいずれかであるが、延長回数は1回のみであるため、注意が必要である。

応答によっても拒絶理由が解消されない場合であって、応答期間中に出願人がヒアリングを希望したときには、ヒアリングの機会が与えられる。ヒアリングは、管理官との面談であり、技術説明や補正案について議論される。出願人がヒアリングを希望しない場合、ヒアリングの機会を与えることは義務ではないので、拒絶査定となり得る。このため、応答時には、必ずヒアリングを希望した方がよいと考える。

実務上、管理官は2回目のER(Examination Report)を出さない傾向にあり、応答したにも関わらず特許可能と判断されない案件については、ほぼヒアリングが行われているようである。

(4) 関連外国出願の情報提供制度

インドの権利化手続きを煩雑にしているのが、関連外国出願の情報提供制度である。特許法8条(1)(a)において、関連外国出願のステータス情報を記載した陳述書の提出が規定され、特許法8条(2)において、管理官からの要求に従って関連外国出願の特許性に関わる情報を提出する必要がある。情報提供義務は、インド出願に係る特許が許可されるまで課される義務であり、義務を怠ると異議申し立て理由や無効理由となる。

1) 特許法8条(1)(a)

関連外国出願のステータス情報を記載した陳述書については、提出回数が増加すると、コストが増大すると考えられる。コストを低減したい場合には、提出回数を極力少なくする必要がある。複数の代理人の回答によれば、インド出願時点、インド出願日から6か経過時点、及び、FERへの応答時点の計3回のみ対応するの

がコスト最小で効率的な手法のようである。なお、この場合であっても、出願と同時に審査請求しない場合やヒアリングが開催される場合には、審査請求時点、ヒアリング時点で陳述書を提出することが好ましい。この場合、情報提供の回数は最大計5回となる。ステータス情報に関しては、どの程度細かく記載するかについてガイドラインはないが、例えばPending(係属中)、Granted(特許登録)等、陳述書を提出する時点での関連外国出願のステータス情報を記載する。

なお、関連外国出願のステータス情報は、自らが関連した発明と認識している出願について提出するため、例えば関連外国出願の分割出願で全く別の発明となった場合には、当該分割出願に係る情報提供は不要のようである。

2) 特許法8条(2)

関連外国出願の特許性に関わる情報は、ERにて要求されている情報である。ERの例としては以下のような要求となる。

“Details regarding the search and/or examination report including claims of the application allowed, as referred to in Rule 12 (3) … in respect of same or substantially the same invention filed in all the major Patent offices along with appropriate translation where applicable, should be submitted within a period of Six months from the date of receipt of this communication …”

ここで、“the major Patent offices”「主要な特許庁」がどこなのかについては、ガイドラインが存在しない。インド特許庁に確認したところ、特許法8条は、紙でやりとりしていた時代において、審査官の負担軽減を目的として立法された経緯があり、WIPOで全ての情報が手に入る現在において、規定の意義が薄れてきているとのことである。つまり、管理官もあまり意図せず定型文として利用している可能性がある

る。インド特許庁によれば、他国の審査については、最初の一か国の情報があれば、審査官はその他の関連国についてはWIPOから情報を得られるだろう、とのことである。このことから、実務上は、WIPOで検索可能な一か国の情報を少なくとも提示すればよい可能性がある。なお、インドの審査結果は、2017年10月から公開するようになった。

また、特許法8条(2)で提出対象となる関連外国出願は、特許法8条(1)(a)でステータス情報を開示した出願となるので、特許法8条(1)(a)で記載しなかった関連外国出願の分割出願については、特許法8条(2)の提出対象とする必要はない。逆に、特許法8条(1)(a)で記載した出願については、たとえ全く別の発明となった分割出願であっても提出することが好ましい。特許法8条(1)(a)で自認した関連外国出願を特許法8条(2)で提出しないとした場合、手続きの一貫性に欠けるためである。

関連外国出願の特許性に関わる情報が非英語で記載されている場合、英翻訳を提出することをFERで要求されることがほとんどのようである。複数の代理人の回答によれば、機械翻訳で問題となったことはないとのことである。また、上述したとおり、WIPOから情報を得られるため、代理人の感触としては、特許法8条(2)の要求自体が減少しているとのことである。

なお、インドにおける特許法8条に関する近時の裁判として“FAO(OS)No.16OF2014 Sukesh Behl & M/s. Pearl Engineering Company vs Koninklijke Philips Electronics N.V.”がある。この裁判では、関連外国出願の情報の非開示が重大であり意図的なものであると裁判所が判断した場合にのみ特許が取り消される旨の判断が示されている。このことから、関連外国出願の情報を開示しなかった場合であっても、それが意図的でない場合には、特許が取り消されないこともある。ただし、特許性に関わる情報は隠

さずに開示することが重要である。

(5) 優先権証明書の翻訳提出

インドの権利化手続きを煩雑にしているもう1つの要因が、優先権証明書の翻訳提出である。優先権主張時において何ら変更しない場合にはインド出願時の翻訳をそのまま優先権基礎出願の翻訳として提出すればよいので特に問題はないが、基礎出願を全面的に変更している場合、基礎出願の翻訳費用が発生することになる。

一般的に、優先権証明書の翻訳が審査に必要なのは、優先日から出願日の間に公開された文献が引用される時である（いわゆるP文献が引用される場合）。研修生の印象では、P文献が必要ない審査においても優先権証明書の翻訳が要求されている傾向にある。P文献が発見されていないことを理由に優先権証明書の翻訳の提出を省略できるのであれば、権利化費用の削減につながるため、そのような対応が可能かを探った。特に、PCT出願のインド国内移行の場合、PCT規則の51の2.1(e)によれば、出願人に対し優先権書類の翻訳を提出することを要求することができる条件は、優先権の主張の有効性が、その発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に関連する場合に限られている。

今回ヒアリングした結果では、特許庁としては、優先権証明書の翻訳は必須であるという考えのようである。つまり、P文献が発見されていないことを理由に優先権証明書の翻訳の提出を省略できない雰囲気であった。代理人側の意見としても大筋同様であったが、管理官によってはP文献が発見された場合のみ要求する場合もあるとのことである。また、PCT出願において条約との齟齬を理由に反論することもできないが、積極的にお勧めはできないとのことである。

代理人の印象によれば、最近、優先権証明書

の翻訳の要求をあまり見かけないようである。このため、優先権証明書の翻訳提出については、管理官に要求されてから提出する、という戦略をとることで、コスト削減につながる可能性がある。

(6) 特許発明の商業的実施状況に関する陳述書 (Form27) 閲覧

一部の案件においてForm27が未公開となっていたが、特許庁に確認したところ、Form27については、現在、全ての案件においてWEBサイトから確認できるとの回答であった。ただし、代理人側からは、公開されるようになったが完全ではないとの意見もあった。未公開のForm27については閲覧申請が可能であるとのことなので、もしWEBサイトから確認できない場合には、閲覧申請をすればよいと考える。

3. 2 権利活用グループ

インドでは権利取得が難しく無効化されやすいため、特許権の保護を受けてビジネスを行うのは困難だと思われる。典型例として、特許法3条(d)が本来の医薬発明の延命を規制する目的を超えて運用される実務から、一理あるともいえそうだが、そのように単純に片づけてはいけないというのがこの研修を通じた印象である。

インドと日本に関与してきた人たちは、日印協力によるビジネスチャンスが到来していることを強く感じており、日本人が特許の保護を受けにくいという先入観でインドを避けてしまうことを憂慮している。先入観を取り除くためにインドに関心を持ってよく理解して欲しいと思っている。

インドは医薬品や通信など最先端の技術を創出してきた国である。年間約5万件という特許出願件数は決して少ない数字でなく、経済発展に伴い知財政策も大きく変化しており、特許庁

の審査や裁判の審理の迅速化策も確実に成果をあげている。

権利活用グループのテーマについては、実務マニュアル的なものはJETROのレポートやJIPAの報告でかなり網羅されていることが事前研究で分かった。そこで、これまでの情報で明確でない争点について現地で複数の機関から確認できた事項を以下に報告する。

(1) 権利活用に関する事項

1) 実験データを取得する機関について

中国では裁判所の指定した機関で取得した分析データでなければ証拠として採用されないため、最先端の分析方法で測定したデータを侵害訴訟で提示できずに問題となる。

インドにおいては、そのような制限はなく、自社や他の機関で測定したデータを提示できる。被疑侵害者の反論においても同様であり、証拠の信憑性について双方で争うことになるので、日本人には違和感のない手続きとなっている。特許庁の審査や異議申立の審理においても同様である。

2) 商業的実施状況に関する陳述書不提出の特許権が行使できるか

インドにおいて、特許権者（もしくは実施権者）またはその代理人は、特許発明の商業的実施状況に関する陳述書 (Form27) を提出しなければならない。この義務を怠った場合、第三者に強制実施権を付与される場合があるほか、罰金、禁固刑などの罰則が科せられる旨が規定されている (特許法122条)。

そこで、Form27の不提出や虚偽報告によって、特許権の行使が制限される恐れがあるか否かを、訪問先の数か所で確認したところ、いずれも権利行使には何ら影響しないとの回答が得られた。Form27の提出は行政的な要請であり、司法的判断には影響しないとのことである。また、もし仮に不提出などが問題となっても、必

要に応じて正しい情報を提出し直すことで、瑕疵は治癒できるとのことであった。

義務は誠実に履行されることが前提と考えるが、もし意図せぬ提出漏れや誤報告があっても、インドにおける権利活用を諦めるほどの事情には至らないため、不安がある場合は、まずはインド代理人とよく相談してみることをお勧めする。

3) 訴えについて

インドでは警告状の送付は法的手段として主流ではない。侵害者が裁判所で争う準備をする機会を与えてしまうからである。権利者が警告状を送付する際には、正当な権利であることや、侵害立証や損害額など、裁判所で立証する準備をしておく必要がある。

反訴に関しては、正当な権利行使をしていれば、名誉棄損のような反訴を起こされるわけではない。

民事的救済として、差止めと損害賠償の請求ができる。刑事的救済として、告訴で警察による侵害品の廃棄と侵害者の逮捕ができる。まれに両方を同時に行うこともある。

(2) 電子商取引 (EC) 市場における模倣品対策

1) インドにおけるEC市場の実情

インドのEC市場は、ネット環境の整備に続き、オンライン決済が普及し始めたことから、今後、さらに拡大することが予想されている。EC市場の拡大に伴って、ネット上などでの模倣品、海賊版、模倣医薬品の流通の増加が、問題視されている。インドではフリップカードとスナップディールがプロバイダとして有名で、携帯電話、日用品、オートバイから不動産まで取引されている。

統計データは機関によってまちまちだが、数兆円規模の取引がなされており、そのうち10~30%程度が模倣の被害にあっていると考えられている。

2) 各州警察のサイバーセキュリティ機関

EC市場の模倣品対策に対処する実働機関が、各州警察にあるCyberCell (Cyber Crime Cell) である。CyberCellは、コンピュータの爆発的な普及が生み出した新たな犯罪形態に対応する新設の機関である。CyberCellが対処する知的財産関連の犯罪としては、海賊版のソフトウェア、著作権侵害、商標権侵害などを挙げている。

3) 電子商取引の模倣品取締りの規程について

電子商取引に関する直接の規程はないが、商標法、著作権法によって取締りが行われる。また、EC市場の模倣品に関する法整備が進められ、情報技術法 (The Information Technology Act, 2000) と情報技術規則 (The Information Technology (Intermediaries guidelines) Rules, 2011) は、プロバイダの責任の範囲や対応義務を定めている。規則3条(7)は、プロバイダに法令に基づく情報提供義務を課しており、情報の提供先として執行力のある政府機関 (Government Agencies) を挙げているが、この行政機関がCyberCellである。

4) 電子商取引に関する判例について

Cartier International Ag & Others vs Gaurav Bhatia & Ors. [2016(65)PTC 168 Del] から、CyberCellの活動の一端を垣間見ることができると。本件は、世界的に有名なCartierが、Cartierのアクセサリーなどの模倣品をネット上で販売していたGaurav Bhatiaに対して、差止めと損害賠償を請求した事件である。Gaurav Bhatiaは、自社の複数のショッピングサイト上で、Cartierの他、PANERAI, Richemontなどの模倣品も販売していた。

提出された書証の一つからは、Chandigarh警察のCyberCellが、模倣品購入者からの被害届に基づいて、模倣品の調査・押収を行ったことが分かる。

なお、市場を開いているフリップカードとスナップディールにまでは責任がないとされた判

例もあり、電子商取引を広めるため、プロバイダは過度の責任を負わないと考えられている。

5) 電子商取引事件の管轄について

事件を管轄するのは、サイト運営者がどこにあらうが、被害者（原告）の所在地にある州警察である。そのため、日本企業であれば、現地法人（または現地代理人）の所在地ということになる。

6) プロバイダからの協力について

情報技術規則（The Information Technology (Intermediaries guidelines) Rules, 2011）で、侵害行為があれば36時間以内に削除しなくてはならない、少なくとも90日間は保全しなくてはならないなどの誠実義務履行によるセーフハーバーが定められている。これに従って、プロバイダはセーフハーバーを認めてもらうためのIPポリシーをそれぞれ設けている。

実態として、商標権者が模倣品停止に関する要求をすればプロバイダは対応してくれるようである。ただし、自発取締りとなると、プロバイダはどれが真正品か模倣品かを判断できないため、自発取締りを行うことはできないとのことである。

7) その他の模倣品取締り機関について

中国の工商行政管理局のように自発的に模倣品の取締りを行う機関はなさそうである。

電子商取引に限らないが、模倣品対策に関しては、管轄の内務省が警察官の知財意識向上の研修を行っており、商工省が模倣品取締りのチ

ェックシートを作成するなど、異なる省庁間で競って対策に力を入れている。税関は自発的な取締りを積極的に行っている。取締りが行き過ぎて真正品が通関できなくなるほどなので、正規代理人を判断するために、輸入許可を受けている業者をリスト化したホワイトリストを用いている。

4. おわりに

今回の研修では、幅広い分野の機関を訪問して、インドの現状について話を聞くことができた。正直なところ、インドの知財制度は目覚ましい経済発展に伴いどのように変化するか先が見えない。継続して情報を入手していく必要がある。

研修の初回の講義で山名教授から、インドに対する先入観を取り除いてインドをよく理解してほしい、とご教示いただいた。その後、事前研修における講師やJETROの方々から、インドのことが日本企業に十分に認識されていないという話を聞いた。また、現地の商工会議所連合会と公的研究機関の方々からは、日本企業にもっと積極的にインドに進出して欲しいという期待感を伝えられた。本稿では、インドに関与してきた方々の熱いメッセージを伝えるとともに、インドへの先入観を除いて理解を深められるよう、客観的な報告を行ったつもりである。

本報告が会員の知財活動に役立てば幸甚である。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

5. 研修日程及び研修参加者

表1 2017年度（F6）研修日程及び研修参加者

【研修日程】

研修	回	開催日	研修内容
事前研修	1	6/23	ガイダンス, 講義①「インドの国情と特許制度」
	2	7/31	講義②「インドビジネスの可能性と課題」 役割分担, 学習テーマ検討, 質問抽出
	3	9/1	講義③「インドの特許法と商標法」 学習テーマ検討, 質問抽出, 意見交換会の準備
	4	9/29	「インド特許・意匠・商標管理官補佐との意見交換会」 現地への質問状の作成
	5	10/23	現地への質問状の完成
現地研修 11/20～ 11/25	1	11/20	移動
	2	11/21	JETROニューデリー事務所, インド特許庁（デリー支局）
	3	11/22	知財法律事務所Kan & Krishme, デリー高等裁判所
	4	11/23	科学産業研究委員会（CSIR）, ジャワハーラル・ネイラー大学, インド商工会議所連合会（ASSOCHAM）, 知財法律事務所LexOrbis
	5	11/24	知財法律事務所K & S partners, 知財法律事務所Obhan & Associates, 知財法律事務所Lakshmikumaran & Sridharan
	6	11/25	移動
事後研修	1	12/18	まとめ（現地研修感想, 会誌原稿・学習テーマ成果報告準備）
	2	1/22	まとめ（会誌原稿全体読み合わせ, 学習テーマ成果報告作成）
	3	2/26	総まとめ（会誌原稿最終確認, 学習テーマ成果報告会）

【研修参加者（敬称略）】

グループ	氏名（会社名） <*は、グループリーダー>
権利化グループ	山崎 桂司（快友国際特許事務所）, 内藤 泰史（創英国際特許法律事務所）, 筒井 あかり（三菱重工業）, 大森 鉄平（創英国際特許法律事務所）, 服部 光芳（岡田国際特許事務所）*
権利活用グループ	原 良彦（日本曹達）, 江口 博明（花王）*, 遠藤 喜己（旭化成）, 後藤康博（出光興産）

【人材育成委員会・事務局（敬称略）】

上本 浩史（ダイキン工業）, 高山 裕貴（オムロン）, 郭 子銘（パナソニック）,
永松 貴志（日立ハイテクノロジーズ）, 平岡 靖将（ダイセル）, 宇田川 毅（武田薬品工業）,
田附 由紀（凸版印刷）, 久山 秀人（事務局）, 海野 祐一（事務局）

（原稿受領日 2018年3月17日）